

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第18号

参議院議員選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和元年6月17日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英
登録の移替えを延期する期間

令和元年6月20日から参議院議員選挙期日まで